

コンピュータ帳票見積仕様書

次に掲げる物件について、**2026年11月4日(水)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。
見積書提出用メールアドレス【chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp】

なお、見積書は番号ごとに分けてください。※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。(競争は見積金額で行います。)
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落れされた場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領(契約締結)してください。**

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいた ものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

※何番の見積書であるかを必ず見積書内に記載してください。手書き可。 例)⑤ 例)No.5 例)番号:5

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	保健予防課	66959	高齢者肺炎球菌接種案内はがき	仕様書のとおり	搬入	1,220枚	保健予防課	2026年12月7日
2	資産税課	66779	固定資産の現所有者申告書	仕様書のとおり	搬入	12,000枚	資産税課	2026年12月3日
3	納税課	67363	福山市公金領収済通知書ヘッダーシート(MPN様式用)	仕様書のとおり	搬入	23,000枚	納税課	2026年12月18日
			福山市公金領収済通知書ヘッダーシート(市県民税特徴用)	仕様書のとおり	搬入	16,000枚	納税課	2026年12月18日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No. 1 仕様書

1 品名

高齢者肺炎球菌接種案内はがき

2 はがきの規格等

規格寸法：はがき 105mm×145mm

印刷様式：フルカラー両面印刷

マットコート 110K

鮮明に印刷すること

加工：二つ折り全面圧着

印刷内容：原稿を電子データ渡し（CSV 形式）

文字：宛名等はMS明朝、原稿の文字はデータのとおり

特殊：料金後納郵便にて使用できるようにすること

数量：1, 220枚

（内24枚は予備であり、宛名印字はなし。予備の枚数は増減の可能性あり。）

3 個人情報の取扱いについて

別記 個人情報取扱特記事項のとおり

4 その他仕様について

表面に宛名を印刷。宛名データについては次のとおり。

① 外部記録媒体については、直接手渡しとする。

② 宛名データの提供日は要相談。

③ 福山市が提供するデータについては、別途提供する「予防接種宛名データ受渡要領」を参照すること。

④ 宛名データと合わせて Unicode 外字と RSFont を提供するので、使用すること。

はがきを提供するデータ順に並べ、箱詰めし、保管すること（箱詰めは、はがきの順番が容易に分かるものとする。）。

また、箱は納入業者にて準備すること。

後日、はがきの抜き取りを行う場合があるため、抜き取りが容易な方法で保管すること。

5 校正回数

2回

6 納品場所

すこやかセンター4階 保健予防課

7 納期

2026年（令和8年）12月7日（月）

担当：保健予防課 櫻井

TEL：084-928-1127

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（アクセス記録の管理）

第6 受注者は、個人情報に対するアクセス記録（認証、アクセス、利用状況及び外部記録媒体利用等）を適切に記録及び管理し、発注者から求められたときは、そのアクセス記録及び管理の状況を報告しなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。

（取扱状況の報告及び調査）

第11 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第12 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託先により発生し、又は発生したお

それがあある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

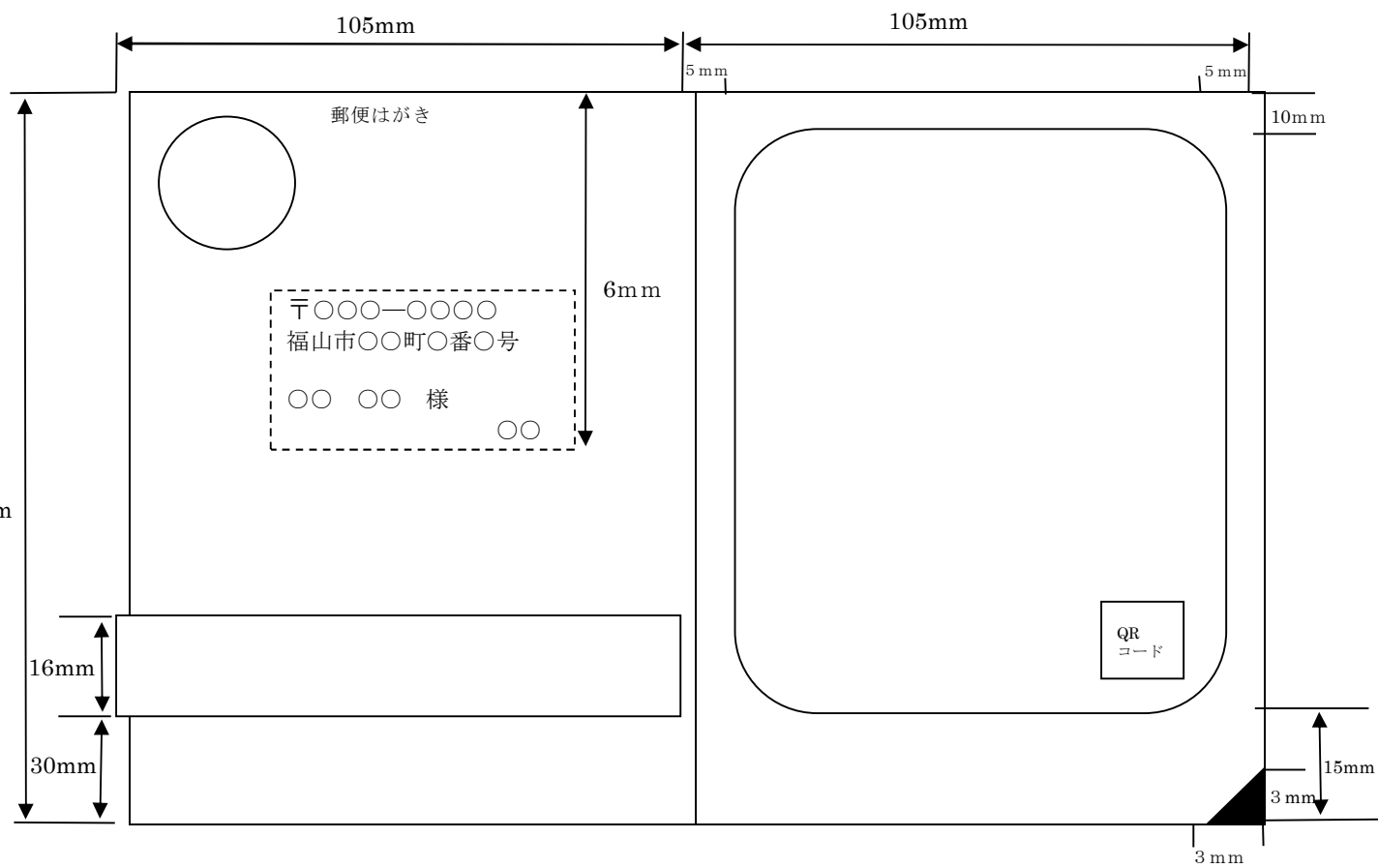
(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

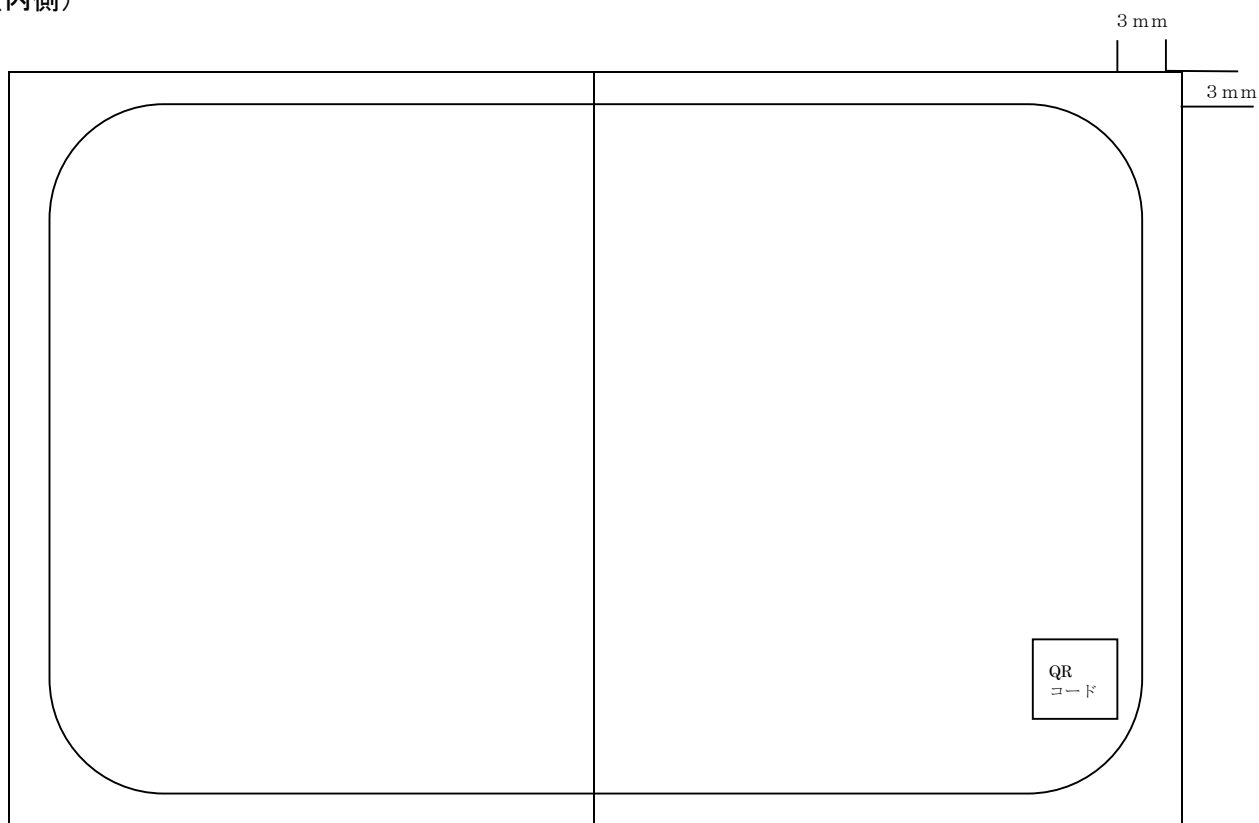
(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

イメージ
(外側)



(内側)



No.2 【固定資産の現所有者申告書 仕様書】

項 目	仕 様
品 名	固定資産の現所有者申告書
品質・規格	サイズ：A3
	紙質：上質55kg
	文字の色：黒
	両面印刷、中央にミシン目あり
	別紙見本のとおり（バーコード・QRコードあり）
原 稿	バーコード及びQRコードは、原稿に貼りつけていますが、別に必要であればデータ渡し可能。
	原稿は、A4 ワード様式（バーコード、QRコード掲載あり）データ渡し。
	A4原稿を見本のとおり配置し、A3で印刷し納品
数 量	12,000枚
校 正	要校正（1回）
納品方法	搬入
納品期限	2026年（令和8年）12月3日（木）
納入場所	資産税課（福山市東桜町3番5号 本庁舎2階）
担当者	資産税課 TEL 084-928-1022（直通） 担当 高橋・吉川・相方
注意事項	◎バーコード・QRコードあり（QRコードのみ読み取れるか確認してください）
	◎サンプルとして、前回の用紙を添付しています。
	◎納品する前に連絡をお願いします。

福 山 市 長
(企画財政局税務部資産税課)

固定資産の現所有者の申告について（お願い）

日頃から税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

様のご逝去に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。

故人が所有されていた固定資産（土地・家屋）は、現在、故人名義のまま固定資産課税台帳に登録していますが、次年度から、納税義務者を現所有者（法定相続人等）に変更するための、申告が必要です（地方税法第384条の3・福山市税条例第65条の3）。

つきましては、相続登記が完了するまで、又は遺産分割協議等が整うまでの間、相続人等代表者の方に納税通知書を送付させていただきますので、右の「固定資産の現所有者申告書」に相続人等代表者の住所・名前等を記入・押印し、 年 月 日までにご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◎ 留意事項

- 1 この申告書は、固定資産税に関するもので、相続税や相続登記（所有権等）に関することではありません。したがって、この申告書により登記や所有権が移転するものではありません。
- 2 故人所有の資産は、相続人全員の共有財産となります。相続人の中から、納税通知書等を受理する代表者を決め、現所有者代表欄に記入してください。代表者以外の相続人を記入される場合は、必ず相続人全員を記入してください（相続人については、裏面を参照してください。）。
- 3 滞納になった場合、他の相続人の方にも連帯納税義務があり、納税をお願いすることになります。
- 4 この申告書は来年度からの納税義務者を変更するものです。固定資産税に係る今年度の文書は、故人の名前での発送になります。

◎ 遺産分割協議書又は公正証書遺言書等があれば、その書類に記載されているとおり、資産を分割し課税することができますので、写しを提出してください。ただし、翌年1月末日までに提出がなければ、当該年度は分割できません。

◎ 期限までに申告がない場合、福山市で定める「固定資産の現所有者認定事務取扱要綱」により、**現所有者代表を指定**します。その際、指定した代表者には文書でお知らせします。

◎ **相続放棄**をされている場合は、「**相続放棄申述受理通知書**」の写しをご送付ください。

◎ 賦課期日（1月1日）後の登記により、既に提出されている現所有者申告書の内容が違っていても、それまでに申告された現所有者は正しいものとして、遡って修正することはできません。

◎ 現所有者の申告は、福山市 電子申請システムでも受付を行っています。→→→

問合せ先 資産税課 084-928-1022（直通） （裏面あり↓）



1 申告の根拠

◎ 地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

◎ 福山市税条例第65条の3

現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

◎ 福山市税条例第66条

固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が前条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(2) 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

(3) 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

2 用語について

◎ **被相続人**とは、亡くなられた方のことをいいます。

◎ **法定相続人**とは（民法第887～890条）配偶者は、常に相続人となります。

※**第一順位⇒配偶者、子、孫等**（子が相続開始以前に死亡している場合、代襲相続）

（第一順位である子、孫等が不存在又は相続放棄した場合、第二順位へ）

※**第二順位⇒配偶者、父母、祖父母等**（父母死亡の場合）

（第二順位である父母、祖父母等が死亡又は相続放棄した場合、第三順位へ）

※**第三順位⇒配偶者、兄弟姉妹**（死亡の場合、その子（甥・姪）までが代襲相続）

・上記の順位に従って、相続人となります。

◎ **相続人等**とは、遺贈等により故人の資産を所有した第三者（法定相続人以外）を含みます。

◎ **相続放棄**とは（民法第915～916条、第938～939条）

被相続人の財産全て（遺産は負債も含む。）を放棄することです。

詳細については、家庭裁判所にお問合せください。

◎ **現所有者**とは、資産の継承等により固定資産を処分する権利を有する現に所有するものです。

3 よくあるお問い合わせは、こちらからご覧ください。→



固定資産の現所有者申告書

年 月 日

福 山 市 長 様

最終住所（ ）

フリガナ (生 年 月 日)

被相続人 (亡 年 月 日) 名義の固定資産を次の者が
現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者 代 表	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ		☐ 配偶者	☐ 子
	名 前	印	☐ その他（ ）	
	電話番号	() -	生 年 月 日 年 月 日	

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

* その他の相続人を記載される場合、次の欄へ記入してください。その際、誤記・記入漏れのないようお願いします（記入の仕方は裏面にあります。）。



◎ その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の 現所有者	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	() -	※市処理欄	
	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	() -	※市処理欄	
	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	() -	※市処理欄	

(記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。)

* この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、

不動産の権利関係を決めるものではありません。相続登記は、法務局に申請が必要です。

処 理		相続人 代表
受	済	済

4 記入のしかた
(様式第1号)

資産税課へ問合せの際は、申告書に記載のある番号を伝えてください。

No. ○-△△

記入例

固定資産の現所有者申告書

申告書記入日

年 月 日

福山市長

様

被相続人(亡くなられた方)の最後に住民登録をしていた
住所・名前・生年月日・死亡年月日を記入します。

最終住所(福山市東桜町3番5号)

フリガナ フクヤマ タロウ (生 〇〇年〇〇月〇〇日)

被相続人 福山 太郎 (亡 〇〇年〇〇月〇〇日) 名義の固定資産を次の者が
現所有者(納税義務者)となりますので、次のとおり申告します。

現所有者 代 表	住 所	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	続 柄
	フリガナ	フクヤマ ハナコ	☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他()
	名 前	福山 花子	生 年 月 日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	電話番号	(084) 928-1022	※記入しないでください

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

相続人の代表者【住所・名前・連絡先・続柄(被相続人からみた関係)・生年月日
の記入・押印(認印可)が必要です。

漏れのないよう



◎ その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の 現所有者	住 所	〒	続 柄
	フリガナ		☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他()
	名 前		
	生年月日		市処理欄
	電話番号		
	住		柄
	フリガナ		☐ 子 ()
	名		
	生年月日		処理欄
	電話番号		
住		柄	
フリガナ		☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他()	
名			
生年月日	年 月 日	※市処理欄	
電話番号	() -		

申告書については、代表者のみの記載で受付可

その他の現所有者欄へ記入される際は、相続人全員
の記載をお願いします。

(記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。)

* この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、

不動産の権利関係を定めるものではありません。相続登記は、法務局に申請が必要です。

処 理	相続人 代表
受 済	済

福山市長
(企画財政局税務部資産税課)

固定資産の現所有者の申告について (お願い)

日頃から税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
様のご逝去に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。

故人が所有されていた固定資産（土地・家屋）は、現在、故人名義のまま固定資産課税台帳に登録していますが、次年度から、納税義務者を現所有者（法定相続人等）に変更するための、申告が必要です（地方税法第384条の3・福山市税条例第65条の3）。

つきましては、相続登記が完了するまで、又は遺産分割協議等が整うまでの間、相続人等代表者の方に納税通知書を送付させていただきますので、右の「固定資産の現所有者申告書」に相続人等代表者の住所・名前等を記入・押印し、
年 月 日までにご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◎ 留意事項

- この申告書は、固定資産税に関するもので、相続税や相続登記（所有権等）に関するものではありません。したがって、この申告書により登記や所有権が移転するものではありません。
 - 故人所有の資産は、相続人全員の共有財産となります。相続人の中から、納税通知書等を受理する代表者を決め、現所有者代表欄に記入してください。代表者以外の相続人を記入される場合は、必ず相続人全員を記入してください（相続人については、裏面を参照してください）。
 - 滞納になった場合、他の相続人の方にも連帯納税義務があり、納税をお願いすることになります。
 - この申告書は来年度からの納税義務者を変更するものです。固定資産税に係る今年度の文書は、故人の名前での発送になります。
- ◎ 遺産分割協議書又は公正証書遺言書等があれば、その書類に記載されているとおり、資産を分割し課税することができますので、写しを提出してください。ただし、翌年1月末日までに提出がなければ、当該年度は分割できません。
- ◎ 期限までに申告がない場合、福山市で定める「固定資産の現所有者認定事務取扱要綱」により、現所有者代表を指定します。その際、指定した代表者には文書でお知らせします。
- ◎ 相続放棄をされている場合は、「相続放棄申述受理通知書」の写しをご送付ください。
- ◎ 賦課期日（1月1日）後の登記により、既に提出されている現所有者申告書の内容が違っていても、それまでに申告された現所有者は正しいものとして、遡って更正することはできませんので、ご了承ください。
- ◎ 現所有者の申告は、福山市 電子申請システムでも受付を行っています。→→→

問合せ先 資産税課 084-928-1022（直通）（裏面あり↓）



固定資産の現所有者申告書

年 月 日

福山市長 様

最終住所（
フリガナ（生 年 月 日）
被相続人（亡 年 月 日）名義の固定資産を次の者が
現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者	住 所	〒	続 柄		
	フリガナ		☐ 配偶者	☐ 子	
代 表	名 前	⑩	☐ その他（ ）		
			生 年 月 日		
	電話番号	（ ）	—	年	月

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

* その他の相続人を記載される場合、次の欄へ記入してください。その際、誤記・記入漏れのないようにお願いします（記入の仕方は裏面にあります。）。

◎ その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の 現所有者	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	（ ）	※市処理欄	
	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	（ ）	※市処理欄	
	住 所	〒	続 柄	
	フリガナ 名 前		☐ 配偶者	☐ 子
	生年月日	年 月 日	☐ その他（ ）	
	電話番号	（ ）	※市処理欄	

(記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。)

* この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、
不動産の権利関係を決めるものではありません。**相続登記は、法務局に申請が必要です。**

処 理	相続人 代表
受 済	済

1 申告の根拠

◎ 地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

◎ 福山市税条例第65条の3

現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 用語について

◎ 被相続人とは

亡くなられた方のことをいいます。

◎ 法定相続人とは（民法第887～890条）

※第一順位⇒配偶者、子、孫等（子が相続開始以前に死亡している場合、代襲相続）

（第一順位である子、孫等が不存在又は相続放棄した場合、第二順位へ）

※第二順位⇒配偶者、父母、祖父母等（父母死亡の場合）

（第二順位である父母、祖父母等が死亡又は相続放棄した場合、第三順位へ）

※第三順位⇒配偶者、兄弟姉妹（死亡の場合、その子（甥・姪）までが代襲相続）

・上記の順位に従って、相続人となります。

・配偶者は、常に相続人となります。

◎ 相続人等とは

遺贈等により故人の資産を所有した第三者（法定相続人以外）を含みます。

◎ 相続放棄とは（民法第915～916条、第938～939条）

被相続人の財産全て（遺産は負債も含む。）を放棄することです。相続人は、相続人になったことを知ってから3か月以内に家庭裁判所へ申請が必要となります。

詳細については、家庭裁判所にお問合せください。

◎ 現所有者とは

使用している者ではなく、資産の継承等により固定資産を処分する権利を有する現実の所有者をいいます。

3 よくあるお問い合わせは、こちらからご覧ください。→



4 記入のしかた
(様式第1号)

資産税課へ問合せの際は、申告書に記載のある番号を伝えてください。

No. ○-△△

記入例

固定資産の現所有者申告書

申告書記入日

福山市長様

被相続人（亡くなられた方）の最後に住民登録をしていた住所・名前・生年月日・死亡年月日を記入します。

年 月 日

最終住所（福山市東桜町3番5号）

フリガナ フクヤマ タロウ （生 ○○年○○月○○日）
被相続人 福山 太郎 （亡 ○○年○○月○○日） 名義の固定資産を次の者が
現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者	住 所	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	続 柄 ☒ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他（ ）
	フリガナ	フクヤマ ハナコ	
代 表	名 前	福山 花子	生 年 月 日 ○○年 ○○月 ○○日
	電話番号	(084) 928-1022	※記入しないでください

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

相続人の代表者【住所・名前・連絡先・続柄（被相続人からみた関係）】・生年月日の記入・押印（認印可）が必要です。

漏れのないよう

◎ その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の現所有者	住 所	〒	続 柄 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他（ ）
	フリガナ 名 前		
住	生年月日		市処理欄 柄 ☐ 子)
	電話番号		
住	生年月日		市処理欄 柄 ☐ 子)
	電話番号		
住	生年月日	年 月 日	市処理欄 柄 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ その他（ ）
	電話番号	() -	

申告書については、代表者のみの記載で受付可

その他の現所有者欄へ記入される際は、相続人全員の記載をお願いします。

(記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。)

* この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、

不動産の権利関係を定めるものではありません。相続登記は、法務局に申請が必要です。

処 理	相続人代表
受 済	済

No.3-1 【印刷仕様書】

項 目	仕 様
帳票名	福山市公金領収済通知書 ヘッダーシート（MPN様式用）
規 格	○紙質等共通規格：上質紙 70kg・その他見本のとおり ○ドロップアウトカラー赤系 ○ボールペン読み取りモードで、PCS値の0.1以下
サイズ	縦 114.0mm 横124.0mm 左上カット5mmずつ（※電算帳票のため、サイズ及び色厳守）
レイアウト 内 容	別添見本のとおり
連単区分	単票
印刷枚数	23,000枚（100枚×230束）
校正回数	1回（※福山市役所2階 納税課にて校正）20枚納品すること。
納品方法 及び 納入期限	搬入 2026年12月18日（金）
納品場所	福山市役所2階 納税課
担 当	納税課 石倉（084-928-1029）
注意事項	●納品時は、100枚ずつの束にしてください。 併せて、21,000枚（100枚×210束）と2,000枚（100枚×20束）で分けて保管 ができるように納品してください。

No.3-2 【印刷仕様書】

項 目	仕 様
帳票名	福山市公金領収済通知書 ヘッダーシート（市県民税特徴用）
規 格	○紙質等共通規格：上質紙 70kg・その他見本のとおり ○ドロップアウトカラー赤系 ○ボールペン読み取りモードで、PCS値の0.1以下
サイズ	縦 114.0mm 横114.0mm 左上カット5mmずつ（※電算帳票のため、サイズ及び色厳守）
レイアウト 内 容	別添見本のとおり
連単区分	単票
印刷枚数	16,000枚（100枚×160束）
校正回数	1回（※福山市役所2階 納税課にて校正）
納品方法 及び 納入期限	搬入 2026年12月18日（金）
納品場所	福山市役所2階 納税課
担 当	納税課 石倉（084-928-1029）
注意事項	●納品時は、100枚ずつの束にしてください。

福山市公金領収済通知書
ヘッダーシート(MPN様式用)

ID
00

持 込 日	(和暦) 年 月 日
領 収 日	(和暦) 年 月 日
件 数	件
金 額	円
金融機関コード	指定区分

取扱金融機関名

~~2025.12. 25,000~~

→ 2026.12. 23,000

MPN ㉔

福山市公金領収済通知書
ヘッダーシート(市県民税特徴用)

ID
00

持 込 日	(和暦) 年 月 日
領 収 日	(和暦) 年 月 日
件 数	件
金 額	円
金融機関コード	指定区分

取扱金融機関名

~~2025.12. 14,000~~

→ 2026.12 16,000

特徴 ㉔